

# 令和8年度 保育園等入園のご案内



お問合せ先 佐渡市 子ども若者課 園児支援係 TEL 0259-63-3126

# (1) 支給認定

保育園等を利用するには、「教育・保育給付認定」(以下**「支給認定**」といいます。)を受ける必要があります。 支給認定は、以下のとおり区分されます。

区分	児童年齢	利用可能施設
1号認定	満3歳以上	・幼稚園 ・認定こども園(教育部分)
2 号認定	间 5 放外工	・保育園
3号認定	満3歳未満	・認定こども園(保育部分)

支給認定を受けることが できなくなった場合は、 園の利用ができなく なりますのでご注意ください。

# (2) 保育を必要とする事由

支給認定(2号・3号)を受けるには、保護者(父母)の「保育を必要とする事由」が必要です。また、事由によって利用できる保育時間が異なります。事由に変更があった場合は変更届を提出してください。

保育を必要とする事由	入園可能時期	利用できる時間		
就労		月平均120時間以上の就労・就学		
	┃ ■ 利用を希望する日から	→保育標準時間		
就学	13/13 C 10 E 7 G E 10	月平均48~120時間の就労・就学		
4976-3		⇒保育短時間		
4. fr 山立	産前6週の日から			
妊娠・出産	産後8週の期間			
疾病・障害				
介護・看護	     利用を希望する日から	保育標準時間 標準時間を希望する方で65歳未満の 祖父母と同居している場合は、 祖父母の「保育を必要とする事由」		
災害復旧	49/11 と相主 ケジロル ジ			
求職活動		保育短時間		
育休	※新規入園時は	休月及时间		
	使用できません			
その他	状況により判断	状況により判断		

※保育標準時間を選択できる方は、希望により保育短時間も選択可能です。

保育時間	利用可能な時間	
保育標準時間	7:30~18:30 (最長11時間)	
保育短時間	8:00~16:00 (最長8時間)	

#### (3) 保育を必要とする事由の証明書

保育を必要とする事由を証明するために必要な書類は以下の通りです。

保育を必要とする事由	証明書類	必要な添付書類
就労	就労証明書	※自営業等の場合は裏面を記入
就学	就学等証明書	在学等証明書の写し
妊娠・出産	出産証明書	母子手帳の写し
疾病・障害	疾病・障害申出書	【疾病・負傷】診断書等 【障害】手帳の写し
介護・看護	介護・看護申出書	介護・看護を必要とする人の 診断書、手帳の写し、 要介護認定結果通知書の写し
災害復旧	災害復旧申出書	
求職活動	求職活動報告書	

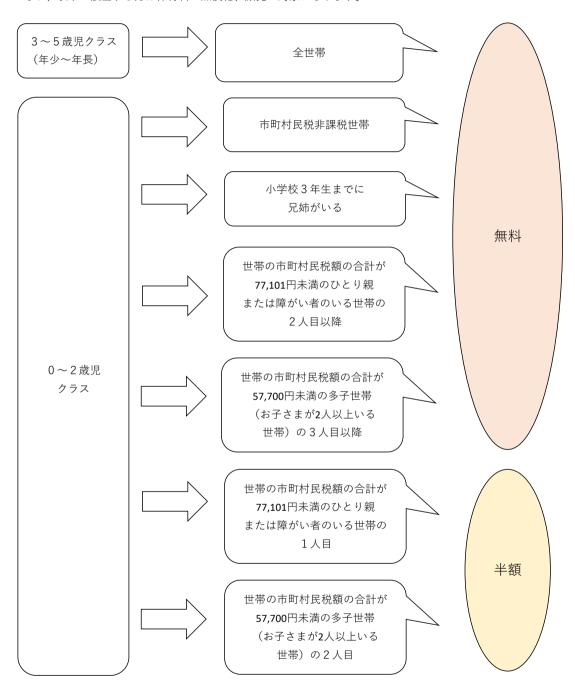
- ◎在宅障がい者がいる世帯は、追加書類として手帳の写しをご提出ください。(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか)
- ◎求職活動の支給認定期間は、**3か月**です。期間内に就労等の事由へ変更ができない場合は、 3か月延長ができます。最長6か月の期間内に就労等の事由へ変更ができない場合は、面談を行うことがあります。 面談の結果、保育の必要性がないと判断された場合は、退園していただくことになりますのでご承知おきください。
- ◎育児休業明けの入園は、復職日の1か月前から可能です。その場合の事由は「就労」になります。
- ◎3歳以上児の保育園利用について、以下の要件に当てはまる児童は、特例として保育園に入園することが可能です。
  - ① 当年度4月1日時点で満3歳以上児(3~5歳児クラス)であること
  - ② 小学校区内に幼稚園・認定こども園がないこと
  - ③ 3歳未満児の弟妹がいる場合、弟妹は自宅で保育する(保育園に入園しない)こと
- ◎妊娠・出産の認定期間満了後に、<u>求職活動の事由で継続して入園することはできません。</u>勤務先で制度上育休は取得できないが、再雇用の予定がある場合は、再雇用(復職) することが分かる 就労証明書を提出してください。復職までの期間「育休」の事由で認定します。



# (4) 保育料

保育料は市町村民税額によって算出します。(4月~8月は前年度、9月~3月は当年度の市町村民税額) そのため、令和8年4月1日時点で佐渡に転入予定のない方は、前住所の「市民税(所得)課税(非課税)証明書」 の依頼をする場合があります。

なお、以下に該当する方は保育料の無償化、減免の対象になります。



#### (5) 延長保育

認定した保育時間を超えて、園を利用する必要がある場合は別途申請の上、延長保育の利用ができます。 利用した際には、保育料とは別に延長保育利用料が発生します。(利用料:30分毎に50円)

#### ◎ 延長保育利用料の算出例

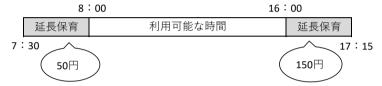
#### ★保育標準時間認定の方

7:30~18:45まで利用した場合、延長保育料は50円



#### ★保育短時間認定の方

7:30~17:15まで利用した場合、延長保育料は200円



#### (6) 入園の申請方法

受付期間内に、以下の提出先に必要書類をご提出ください。

#### ◎ 提出先

・第1希望の保育園・こども園または市役所本庁子ども若者課、各支所・行政サービスセンター ※保育園・こども園に提出する場合は必ず職員に手渡ししてください。

# ◎ 受付期間

# 令和7年11月4日(火)~11月28日(金)

★ 受付期間を過ぎても随時受け付けますが、各園の定員等の状況により、希望の園に入園できない場合が あります。

# ◎ 提出書類

- ① 施設型給付費·地域型保育給付費等支給認定兼入園申請書
- ② 保育を必要とする事由の証明書・添付書類等
- ③ 生活調査票

※提出時、申請者の本人確認を行いますので、本人確認書類(マイナンバー、運転免許証等)をご持参ください。

保育料は保護者の市町村民税額によって決定します。

佐渡に住所がない保護者の方は、課税証明書の提出を依頼する場合があります。

(例) 単身赴任等で父、母どちらかが佐渡に住所を置いていない場合

# ●電子申請も可能です。

詳細は佐渡市HPを参照してください。

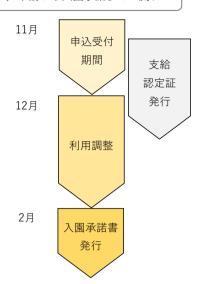
※ご質問等ありましたら、本庁 子ども若者課 園児支援係までご連絡ください。

本人確認を行うため 代理人が提出することは できません。





#### (7) 申請から入園承諾までの流れ



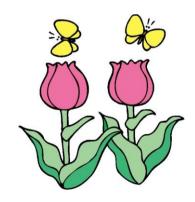
- ▶申請受付から1カ月以内に「支給認定証」を交付します。
  ※これは入園を確約するものではありません。
- ▶申込の状況、園の状況などをもとに、佐渡市が利用調整を行います。

※利用調整…申込多数で定員数を上回る場合などに、 保育の必要性の優先度により、選考すること。

▶2月上旬に「入園承諾書」を交付します。

# (8) その他

- ◎ 申込多数の場合などに、第1希望の園に入園できない場合がありますので、できる限り第3希望まで ご記入ください。
- ② 住所や勤務先、保育を必要とする事由に変更が生じた場合は、「支給認定兼入園申請書変更届」の 提出が必要になりますので、速やかに届出をお願いします。
  - ※変更が生じたにも関わらず届け出なかった場合、虚偽の申請があったとして認定・入園承諾を取り消す場合があります。
- ◎ 変更届を提出した場合、翌月からの変更となりますのでご注意ください。
- ◎ 双葉こども園・羽茂こども園の1号認定(教育部分)での入園を希望する場合は、直接園へお問い合わせください。



# あいかわこども園へ 1号認定(教育部分)での入園を希望する場合



# (1) 対象児

令和 2 年 4 月 2 日~令和 5 年 4 月 1 日までに出生した満 3 歳児~ 5 歳児 ※満 3 歳になった日から入園できます。

#### (2)教育時間

8:30~15:30 (平日)

夏期 (7/25~8/25) ・冬期 (12/25~1/6) ・春期 (3/25~4/7) 休みあり

※夏休み中は10日前後の夏季保育を実施します。

◎保護者の就労・入院等やむを得ない理由により早朝及び降園後に家庭での保育が困難な園児については 希望により預かり保育を実施します。詳しくはお問い合わせください。

# (3) 経費

授業料は無料です。

主食については、持参となります。

#### (4)提出先・受付期間

提出先: あいかわこども園または市役所(本庁子ども若者課、各支所・行政サービスセンター) ※園に提出する場合は必ず職員に手渡ししてください。

受付期間: **令和7年11月4日(火)~11月28日(金)** 

※受付期間を過ぎても随時受け付けますが、定員等の状況により利用できない場合がありますのでできる限り受付期間中に申し込んでください。

# (5)提出書類

- 1 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- 2 生活調査票

※提出時、申請者の本人確認を行いますので、本人確認書類(マイナンバー、運転免許証等)をご持参ください。

#### (6) お問合せ先

あいかわこども園 TEL 74-2244 市役所子ども若者課園児支援係 TEL 63-3126